

京 都 大 学 教 育 改 革 戦 略 本 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第7条 教育改革会議は、次の各号に掲げる議員で組織する。</p> <p>(1) 教育担当の理事 (2) 学生担当の理事 (3) 入試担当の理事 (4) 本部長 (5) 副本部長 (6) 教育改革企画室長 (第12条第2項に定めるものをいう。) (7) 各研究科長 (8) 各学部長</p> <p>(9) 国際高等教育院長 (10) 大学院教育支援機構長 (11) 附属高大接続・入試センター長 (第20条第2項に定めるものをいう。) (12) 学務部長 (13) 学務部国際・共通教育担当部長 (14) その他本部長が必要と認める者 若干名</p>	<p>第7条</p> <p>(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)</p> <p>(9) 研究所長 若干名</p> <p>(10) (11) (12)</p> <p>(13) (14) (15)</p>
<p>2 前項第14号の議員は、本部長が委嘱する。</p>	<p>2 前項第9号及び第15号の議員は、本部長が委嘱する。</p>
<p>3 第1項第14号の議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委嘱する本部長の任期の終期を超えることはできない。</p>	<p>3 第1項第9号の議員の任期は1年と、第1項第15号の議員の任期は2年とし、それぞれ再任を妨げない。ただし、委嘱する本部長の任期の終期を超えることはできない。</p>
<p>4 (略) (中 略)</p>	<p>4 (同 左)</p>
<p>第15条 企画室会議は、次の各号に掲げる議員で組織する。</p> <p>(1) 企画室長 (2) 部門長 (3) 学務部長 (4) 学務部国際・共通教育担当部長 (5) 学務部教務企画課長</p> <p>(6) 学務部入試企画課長 (7) 学務部国際教育交流課長 (8) 学務部留学生支援課長 (9) 学務部共通教育推進課長 (10) その他企画室長が必要と認める者 若干名</p>	<p>第15条</p> <p>(1) (2) (3) (4)</p> <p>(5) 学務部学務課長 (6) 学務部教育情報推進課長</p> <p>(7) (8) (9) (10) (11)</p>
<p>2 前項第10号の議員は、企画室長が委嘱する。</p>	<p>2 前項第11号の議員は、企画室長が委嘱する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>3 第1項第10号の議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委嘱する企画室長の任期の終期を超えることはできない。 (後 略)</p>	<p>3 第1項第11号の議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委嘱する企画室長の任期の終期を超えることはできない。</p> <p>附 則 (令和8年達示第9号) この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>